

不測の事態が生じた場合

次の場合、日程変更(延期)又は講座を中止する場合があります。

1. 講師の急病等による不測の事態が生じた場合
2. 台風・洪水・地震等の自然災害や公共交通機関の事故等により講座を実施できないと本学が判断した場合
3. 講座開催地に「特別警報(種類は問わない)」「暴風警報」又は「暴風雨警報」が発令された場合
 - (1) 午前6時現在、上記警報等が発令されている場合は、当日の講座はすべて閉講とします。
 - (2) 上記(1)により閉講となった場合は、その後、警報が解除された場合にあっても閉講とします。
 - (3) 開講中に警報が発令された場合は、当該講座の担当講師の指示により、講座を中止します。
 - (4) 複数日講座の場合、同一講座の他の日程も中止とする場合もあります。
4. 新型コロナウイルス等感染症の拡大により、講座を実施できないと本学が判断した場合

講座が中止となった場合、次のいずれかの方法により対応します。

1. 中止した講座以降に開講する講座(定員に達していない講座で、振替可能な講座)への振替
2. 講習料の返還